

令和3年度国民健康保険税について

- 国民健康保険税は世帯主の方に税金がかかります。
- 国民健康保険税は、**加入している方の所得等**より計算します。

【計算方法】

所得割 a（昨年の収入）＋資産割 b＋均等割 c（人数）＋平等割 d（1世帯）の合計

【税率】

	医療分	支援分	介護分	備考
所得割 a	8.5%	3.5%	1.5%	前年中の所得金額－43万円×税率
資産割 b	30.0%	20.0%	—	嘉麻市の固定資産（土地・家屋）税額×税率
均等割 c	20,000円	6,500円	10,500円	国保加入者の人数×金額
平等割 d	23,000円	6,500円	—	1世帯あたり
限度額	630,000円	190,000円	170,000円	a＋b＋c＋dの合計の上限

- ・医療分：国民健康保険の加入者の医療費を支えるために納める分になります。
- ・支援分：後期高齢者医療を支えるために納める分になります。
- ・介護分：国民健康保険から介護保険料を納める分になります。（40歳～64歳の方のみ該当）

- 世帯の国保加入人数と世帯の合計所得に応じて**均等割と平等割の軽減**があります。

※ **世帯内に1人でも未申告の方が居ると軽減できません。（申告が必要です。）**

人数	7割軽減	5割軽減	2割軽減
1	430,000以下	715,000以下	950,000以下
2	530,000以下	1,100,000以下	1,570,000以下
3	630,000以下	1,485,000以下	2,190,000以下
4	730,000以下	1,870,000以下	2,810,000以下
5	830,000以下	2,255,000以下	3,430,000以下

※ 擬主は人数に加えません。ただし、擬主の所得は軽減判定に影響します。